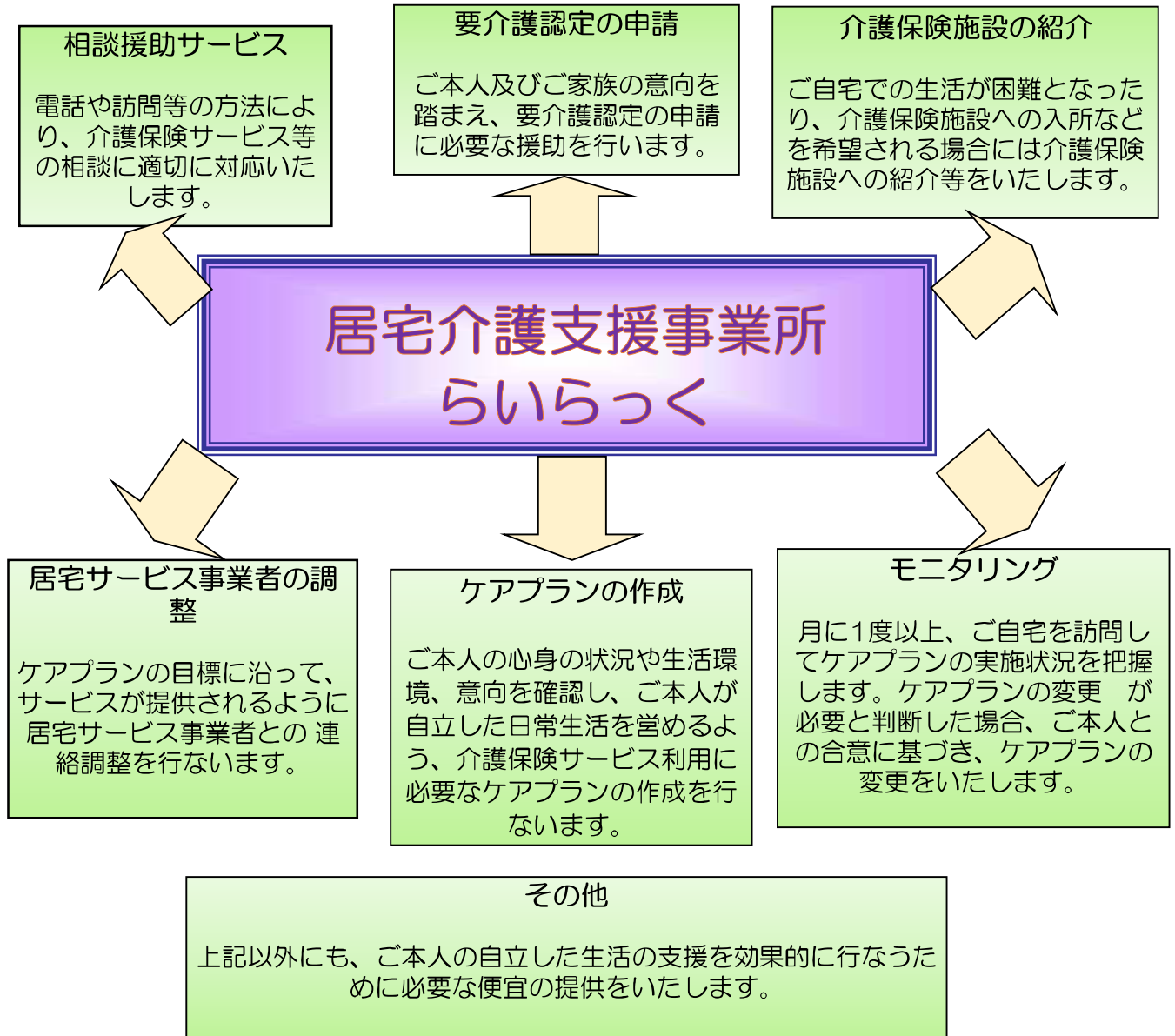


1 居宅介護支援事業所とは



2 利用対象者は

介護保険証をお持ちの方で、要介護度以上の認定を受けている方が対象となります。

3 利用料金に関して

居宅介護支援に関する利用料金については、介護保険よりサービス利用料金に相当する給付を受けますので、ご利用者の自己負担はございません。

4 サービスの実施地域

札幌市南区・中央区・豊平区がサービス提供範囲となっております。

●お問い合わせ先

ご利用に関して、ご相談等あればお気軽にご連絡ください。

住所 札幌市南区藤野4条4丁目20番30号

電話 011-591-9000

営業日 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始は除く）

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで